

令和8年教育委員会第8回定例会会議録

開会日時 令和8年8月6日 午前 10時00分

閉会日時 同 上 午前 10時13分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 市川 茂
同職務代理者 久保 洋子
委 員 壺 内 明
委 員 谷 部 憲子
委 員 井 口 信二
委 員 田 中 健

議場出席委員

・教育次長	山崎 淳	・学校教育担当部長	山梨 智弘
・教育総務課長	羽田 颯	・学校施設課長	川端 嘉彦
・学校施設整備担当課長	加藤 義人	・学務課長	大倉 義雄
・教育指導課長	杉山 茂	・学校教育推進担当課長	駒形 康弘
・総合教育センター教育支援課長 兼 総合教育センター管理担当課長	二ノ宮 正信	・統括指導主事	青木 大輔
・統括指導主事	田辺 留美子	・地域教育課長	寒川 正敏
・放課後支援課長	宮木 亮	・生涯学習課長	土居 真喜
・生涯スポーツ課長	張替 武雄	・中央図書館長	香川 幸博

開会宣言 教育長 市川 茂 午前10時00分 開会を宣する。

署名委員 教育長 市川 茂 委員 久保 洋子 委員 壺 内 明

以上の委員3名を指定する。

開会時刻 10時00分

○教育長 おはようございます。それでは出席委員は定足数に達しておりますので、令和8年教育委員会第8回定例会を開会いたします。

本日の会議録の署名は私に加え、久保委員と壺内委員にお願いいたします。

それでは議事に入ります。本日は議案等が1件、資料配付が1件でございます。

議案第45号「令和9年度使用義務教育諸学校用教科用図書の採択について」を上程いたします。

教育指導課長。

○教育指導課長 議案第45号「令和9年度使用義務教育諸学校用教科用図書の採択について」のご説明をいたします。

「提案理由」といたしましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条の規定に基づきまして、令和9年度使用義務教育諸学校用教科用図書を採択する必要があるため、本案を提出するものでございます。

初めに、小学校及び特別支援学校並びに中学校における検定教科書の採択について説明させていただきます。

議案書を1枚おめくりいただきまして、2枚目と3枚目、資料1及び2について、ご説明いたします。

小学校及び特別支援学校並びに中学校で使用いたします教科用図書は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条の規定によりまして、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとされております。

採択の時期は、同法施行令第14条第1項に規定するところによりまして、前年度の8月31日までにを行うことになってございます。

また、同法施行令第15条第1項の規定により、同一の教科用図書を採択する期間は4年とされており、現行の小学校・特別支援学校用教科用図書は、令和6年度から令和9年度までの4年間、中学校につきましては、令和7年度から令和10年度までの4年間、同一の教科用図書を使用することとなっております。

こちらにつきましては、資料1及び2の採択一覧表のとおり、今年度と同一の教科用図書を採択することになります。

続きまして、資料3でございます。学校教育法の附則第9条第1項で規定されております特別支援学級で使用予定の一般図書の採択について、ご説明いたします。

特別支援学級で使用いたします教科用図書は、学校教育法第34条及び第49条の規定に基づき、検定教科書または文部科学省著作教科書を使用することが原則となります。しかし、特別の教育課程による特別支援学級におきましては、学校教育法の附則9条第1項及び学校教育法

施行規則第 139 条の規定により、検定教科書を使用することが適当でない場合には、ほかの適切な教科用図書を使用することができる旨、定められております。

またこの場合には、無償措置に関する法律施行令第 15 条第 1 項に規定いたします同一の教科用図書を採択する期間の 4 年が除外されておりますので、児童・生徒の障害の程度や種類、特性などに応じて毎年度採択替えを行うことができることになってございます。従いまして、令和 9 年度に特別支援学級で使用する一般図書につきましては、採択替えを行うことになります。

資料 3 をご覧ください。例年、小学校及び中学校の特別支援学級において一般図書の採択をいただいておりますけれども、昨年度に引き続き小学校におきましては特別支援学級設置校 9 校全てが検定教科書で対応が可能と見込みが立ちましたので令和 9 年度につきましては、一般図書を使用するのは中学校の特別支援学級のみとなります。

中学校におきましては、特別支援学級設置校 7 校中 5 校が一般図書を使用する予定でございます。

資料 3 の令和 9 年度使用教科用図書採択一覧表につきましては、東京都教育委員会が調査・研究した一般図書を参考に、本区の特別支援学級設置校が調査を行い、その報告を踏まえ、取りまとめたものでございます。

私からの説明は以上でございます。ご審議、よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明につきまして、ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第 45 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長 異議なしと認め、議案第 45 号について原案のとおり可決といたします。

以上で議案等を終了いたします。

続いて、資料配付にまいります。教育総務課長から説明をお願いします。

教育総務課長。

○教育総務課長 本日の資料配付でございますけれども、「かつしか進路フェア 2026 の実施結果について」の 1 点でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長 以上で、本日の議事は全て終了となりますけれども、そのほか委員の皆様からご意見、ご質問などはございますでしょうか。

谷部委員。

○谷部委員 今日はわくチャレのサポーターの目線で少しお話しさせていただきたいと思うのですが、災害対応についての件なのですけれども、先週に熊本での大きな地震がありまして、二次災害とも言えます爆発事故や煙突が倒れてしまったということで亡くなった方もおられて、

本当に悲しいニュースが続いているのですが。学校ということで振り返りますと、この1学期に学校での火災がありましたし、夏休みに入りましてわくチャレが始まってからも、ゲリラ雷雨などがあつたりということで、対応に戸惑ったりすることもあったのです。

私も今一度、マニュアルなどを見直してみて、一番何が足りないかなと考えたときに、わくチャレに関しては連絡通信網がものすごく足りていないのではないかなと感じております。

現在、メインのお部屋に固定電話が引かれているだけになっているので、台風など事前に予測できる場合は、学校とも協力していただいて、区のホームページを使ったり、学校のHome & Schoolを通じて中止の連絡をしていただいたりということも可能なのですが。夏休みになりますとそれも難しいというところがあるので、一斉にわくチャレから発信できる手段があってもいいのかなと感じました。

それから、地震や火災などがあつて校外に避難することになるのですけれども、そのときに、個人の携帯に頼るしかないという状況があるということに、今さらながら気がつきました。

揺れが収まったら学校の中に戻って電話とかをすればいいのではないかとも思っていました。これから本当に安全が確認できるまで建物の中に戻るということは難しいことになったりすると、そこも個人の携帯に頼るのか、そこに一つ緊急用というか、そういう携帯電話が備えてあってもいいのかなと感じています。

20年前にわくチャレが始まったときから、情報インフラはかなり変わっていますので、こちらからの発信の仕方や保護者のキャッチの仕方というのも大分変わっていますので、そこはいろいろ考えていったほうがいいのかと感じています。

先週、急な悪天候があつたときでも、ちょうど子どもたちが帰ったりする時間に当たってしまったので、保護者が気がついて迎えにきてくださったお子さんはいいのですけれども、そうではないお子さんについては一軒一軒お電話して、お迎えを頼んで、最終的に連絡がつかなかったお子さんについては、近所のスタッフがそのお家のそばまで送っていくという対応も取つたりということがありました。そのような場合も一斉にできればお迎えをお願いしたいという、来られない保護者の方ももちろんいると思うのですが、発信ができれば大分いいのではないかなという話もスタッフの中から出ました。

学校にお伺いしたら、学校も携帯はなかったのですけれども、2学期からは携帯が携帯されるということになっていますと学校がおっしゃっていて。一斉の連絡についてはHome & Schoolがありますのでと言って、我々がいる時間でしたら、Home & Schoolで連絡することも可能ではあるのですがとおっしゃっていたのですけれども、必ずしも先生方が、いらっしゃる時間に災害が起こってくれるとは限らないですし、保育園と学童保育さんにもお聞きしたら、携帯電話は緊急用に備えてありますし、一斉にメールを配信できるシステムがあると昨日お伺いして、びっくりしたのですけれども、わくチャレはもしかしたらかなりその辺

が遅れているのかなと感じていますので、全部やってくれとは申し上げないのですけれども、検討はお願いしたいと思います。

○教育長 放課後支援課長。

○放課後支援課長 まず、委員のおっしゃるとおり、わくチャレの連絡手段については、メインルームに設置してある電話とそれに付随するファクスのみという状況でございます。

また、災害時の一時集合場所を基本的には校庭としているわくチャレが多いと、私としても承知をしております、今回の熊本地震のような、施設の外に避難はしたはいいですが、今お話あったように、保護者さんや区への連絡のために、スタッフの方が学校の中に戻るようなことは、今回の事例を踏まえると非常に危ないことと承知をしております。

こうした中、緊急連絡手段というお話でございますけれども、お話にもあるようにスマートフォンのようなものがあれば、避難時にスタッフの方々が持ち出すこともできますし、その後の保護者さんや区との連絡も可能になると認識をしております。

そのため、今回の熊本地震の事例も受けて、学校への配備を含めて、区としてどのような対応をしていくのか、関係部署とも連携を図りながら、対応について検討させていただきたいと思います。

以上になります。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上をもちまして令和8年教育委員会第8回定例会を閉会といたします。ありがとうございました。

閉会時刻 10時13分